

令和元年度第 1 回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和元年 7 月 2 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から
場 所 水戸市笠原町 9 7 8 番 6
茨城県庁舎 1 1 階 1 1 0 2 共用会議室

I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和元年7月2日(火)
午後1時30分から午後2時05分まで
- 2 場所 水戸市笠原町978番6
茨城県庁舎11階 1102共用会議室

II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

III 議題 別記付議案一覧のとおり

IV 委員の変更

学識経験者について藤井さやか委員及び益子さや子委員に、市町村長を代表する者として、笠間市長の山口伸樹委員に、市町村の議会の議長を代表する者として水戸市議会議長の安藏栄委員に委嘱したことが報告された。

V 議事

- 1 議事の公開
都計諮問第1号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名
議長から議事録署名人として望月委員と谷口委員が指名された。
- 3 議案審議
都計諮問第1号 「筑西市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」

【都計諮問第1号 「筑西市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。

都計諮問第1号につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局

建築指導課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、都計諮問第1号 筑西市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、ご説明いたします。

お手元の付議案1ページ、図面1の1、位置図、1の2、土地利用計画図とあわせて、正面スクリーンをごらんください。

初めに、建築基準法第51条についてご説明いたします。

建築基準法第51条において、廃棄物処理施設などは、原則として、都市計画において敷地の位置が決定しているものでなければ建築できないという規定となっております。しかし、本案件につきましては、都市計画において敷地の位置が決定されておられません。そのため、同条ただし書きの規定により、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である茨城県知事の許可が必要となるため、本審議会にお諮りするものでございます。

続いて、廃棄物処理施設の設置に必要な手続についてご説明いたします。

廃棄物処理施設の設置には、建築基準法第51条の許可のほか、廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要があるとございます。

画面左手にあります建築基準法第51条は、敷地の位置に関する許可でございまして、都市計画マスタープランとの整合、土地利用計画との整合、都市計画施設との整合、市街地開発事業との整合を踏まえ、都市計画上の支障の有無を問うものでございまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可を行うものでございます。

画面右手になります施設の設置許可につきましては、施設の技術基準、周辺地域への環境影響などの基準の適合を問うものでございまして、知事が許可を行うものとなっております。

本日は、このうち建築基準法第51条ただし書きの許可のため、都市計画上の支障の有無についてご審議いただくものでございます。

では、計画の概要でございまして。

許可申請者は、黒沢産業株式会社代表取締役、黒沢輝一でございまして。

本日の許可申請の背景でございまして、申請者は、平成13年に市街化調整区域である筑西市猫島地内において、一般廃棄物処理施設として建築基準法第51条及び廃掃法の施設設置許可を取得し、廃タイヤの中間処理業を開始いたしました。

今回の申請は、当該施設を工業専用地域である同市下江連地内へ移転するとともに、事業の拡大を図るものでございまして、都市計画区域内に改めて廃棄物処理施設を建築することとなるため、建築基準法第51条の許可を要することとなるものでございます。

次に、事業の概要でございまして。

本施設は、廃タイヤを切断、破碎し、燃料チップ化する施設でございまして。廃タイヤについては、運送事業者等が使用したタイヤを廃棄したものは産業廃棄物、タイヤ販売店から排出されるタイヤ交換後の廃棄タイヤ等は一般廃棄物として扱われます。廃タイヤを産業廃棄物として処理する場合は、その処理品目は、主な部分は廃プラスチック類として、一部はゴムくず、タイヤ内に張られるワイヤー等が金属くずと分類されます。

また、処理施設については、処理品目、処理種別、処理量に応じて、産業廃棄物処理施設と指定処理施設に分類されます。

次に、一般廃棄物処理施設についてですが、こちらは処理種別が焼却のものは、ごみ焼却施設、その他のものは、ごみ処理施設と分類されます。

以上を踏まえまして、本施設内の処理施設を整理しましたのが、正面の表のとおりです。

敷地内にございます処理施設は、破碎機、1日当たり96トン及び切断機、1日当たり283.8トンでございまして。破碎機については、産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設に分類されます。また、切断機については、指定処理施設及びごみ処理施設として分類されております。このうち建築基準法第51条の許可を要する施設は、処理量が1日当たり6トンを超え

る廃プラスチック類の破碎，処理量が1日当たり5トンを超えるごみ処理施設でございます。

なお，本事業所での廃タイヤの処分でございますが，約8割程度が焼却施設等で使用する燃料チップとして再資源化いたします。残りについては，良質な中古タイヤの原型再利用として海外へ販売しております。

それでは，本案件の位置についてご説明いたします。

スクリーンの左手，赤色で表示したところが申請地のある筑西市でございます。拡大図の赤い丸の部分が申請地であり，筑西市の北西部に位置しております。

次に，都市計画図により位置の説明をいたします。

画面の上が北となります。スクリーンの左上，赤色で表示したところが今回の申請地の位置でございます。

申請地は，筑西市下江連地内にあり，JR水戸線下館駅から北西に約7キロメートルの位置でございます。用途地域は工業専用地域となります。

付近の主要な道路につきましては，申請地南側，東西に走る国道50号，申請地東側に南北に走る国道294号のほか，申請地前面を走る県道結城二宮線などがございます。

なお，現在事業を行っております筑西市猫島の事業地が，スクリーン右手側，青色で示します従前事業地でございます。

次に，本案件の配置計画等についてご説明いたします。

画面上が北となります。赤色の一点鎖線で表示した部分が敷地境界線となりまして，敷地面積は1万5,000.54平方メートルでございます。敷地への出入り口は，敷地の東側に接する県道からとなります。当該道路の幅員は17.7メートルでございます。敷地周囲には，緑で表示した幅員5メートルの緑地帯が設けられ，その内側には，青で表示した高さ3メートルの防護壁が設けられます。オレンジ色で表示したものが計画建築物でございまして，7棟，計3,284.06平方メートルを新築予定でございます。敷地内には，このほか廃棄物及び製品のストックヤードや運送車両の駐車スペースが計画されております。

次に，排水処理についてご説明いたします。

敷地内においては，処理に伴う排水は発生いたしません。雨水につきましては，西側市道の雨水排水管へと放流いたします。なお，ストックヤード等の廃タイヤ及び製品燃料チップ置き場及び敷地北側の洗車機付近につきましては，油水分離層を設け，こちらで排水の処理をする計画となっております。汚水，雑排水については，敷地南側に設置した合併浄化槽で処理後，先ほどの雨水側溝の一部を経由し，西側市道雨水排水管へと放流いたします。

次に，廃棄物の処理工程について説明いたします。

搬入した廃タイヤにつきましては，事務所西側のトラックスケールで計量後，敷地南西側の廃棄物ストックヤードに荷おろしし，保管いたします。荷おろし後の車両につきましては，正面にお示ししますとおり，再び事務所前のトラックスケールで計量を行い，敷地出口より退出いたします。

搬入した廃タイヤの燃料チップ化ですが，普通車やトラックなどのタイヤ大部分のものは，図上①の切断・破碎施設内で切断及び破碎し，燃料チップ化され，コンベヤーにて製品ストックヤードへと保管されます。特殊車両等の大型のタイヤにつきましては，②の切

断施設において切断し、燃料チップ化され、こちらもコンベヤーにて、製品ストックヤードへ保管いたします。

また、廃タイヤの原型再利用でございますが、廃タイヤのうち良質な中古タイヤについては、④のパッキン室で運送しやすいようにパッキングを行い、コンテナヤードに置かれましたコンテナのほうに積み込みまして、これを海外へと輸出いたします。

次に、搬入搬出ルートについてご説明いたします。

やはり画面上が北となります。スクリーンの左手、赤色で示しましたところが申請地でございます。

申請地からは、前面の県道結城二宮線を北に向かい、東側の国道294号へと至る経路及び前面の県道結城二宮線を南下し、国道50号へと至る経路が主な搬入出経路でございます。申請地前面の県道結城二宮線でございますが、申請地の位置する工業専用地域とその北東の工業専用地域を結ぶものでございまして、現況におきましても大型車の通行が見込まれている道路となっております。

周辺交通への影響についてです。前面の県道結城二宮線の交通量は、1日当たり5,700台程度に対しまして、処理施設の搬入搬出車両は、1日当たり、往復両方合わせまして176台と見込まれております。総交通量に対して、本施設による交通量の増加は、およそ3%程度ということで、交通への支障は少ないものと考えております。

次に、生活環境影響調査の結果についてご説明いたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、水質の4項目を選定しております。評価基準につきましては、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全に関する条例などの規制基準となっております。全ての項目で、予測値が評価基準値以下であることが確認されております。

最後に、都市計画関係でございます。

本案件に対しまして、筑西市都市計画マスタープランにおいては、支障となる都市利用構想等はございません。また、今回の許可申請に当たって、筑西市長より、都市計画上支障がない旨の意見書が4月15日付で提出されております。

都計諮問第1号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、今、事務局から説明をいただきましたが、この議案の中身について、皆様からのご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

A委員、お願いします。

○A委員

搬入搬出の時間帯の問題なんですけれども、県道結城二宮線のここを行くと、住宅らしきものの固まりがちちょっと見えるので、地図上は。その辺、周りで生活している、例えば子供たちの通学時間とか、そういったものを考慮しての時間なのかどうかということがちょっと気になったものですから、お願いします。

○事務局

まず、搬入搬出のほうですが、廃棄物の搬入搬出は8時より17時までとしておりますので、早朝、深夜等につきましては搬入出は行わないという計画になっております。

当該道路につきましては、歩道等も十分整備されている道路でございますので、当該施設による大型車の通行につきましては、特段の危険はないのかなと考えております。

○A委員

通学路とかのかぶりとかは、ないんですね、そうするとね。通学路に指定されているところを通るとか、そういったことというのはあるんですか。

○事務局

とりあえず、少なくとも今回の敷地の周囲につきましては、この県道は通学路には指定されておられません。

○A委員

わかりました。

○議長

ほかに何かお気づきの点、皆様からございませんでしょうか。

○B委員

従前事業地が調整区域で、それから工業専用地域に行ってくださいということで、移り方としては大変ありがたいのかなと思っていて、内容自体はよろしいのかなと思うんですけども、審議の対象じゃないのかもわからないんですけども、これ従前事業地って、この後、何になるんでしょうね。

○事務局

ただいま、このあたりのほうが工業団地の造成の計画が始まっておりまして、その団地の一角等になる予定です。

○B委員

だから、本来審議しないといけないのは、その工業団地ができるのがいいのかどうかみたいな、そういうほうが大事なかなというのが、ちょっとよくわからなかったんですけども。

済みません。困らせるつもりは全然なくて、今回の審議内容としては全然問題ないと思うんですけども、ちょっとやっぱり全般的に、これは県の問題ではなくて、国の都計審のやり方の問題だと思うんですけども、やっぱり世の中の事情が変わってきていて、先ほど会長もおっしゃられたように、SDGsとか、県民の不公平、不自由とか、そういう問題とかが以前よりも、問題の重要なことが変わってきていて、そういう撤退したところがどうなるのかとか、それから、町なかだと空き家の問題で活性化はどうなるのかとか、何か審議しないといけない大事なことが昔と変わってきているような気がしているんですけども、都市計画審議会自体は、昔のやり方ですとやっているの、これはせっかく国から、副知事さんも来ていただいたことなので、ぜひ仕組み自体をもうちょっと変えるべきところは変えていったほうがいいんじゃないかなというふうな感じを、意見を持っています。

この案件でどうこうということではなくて、ここで工業団地がまた新たにできるというのであれば、結果的に、その土地利用計画としては、もうちょっと広い観点から見直さないといけないことというのがあると思いましたので、コメントとして聞いていただければ、お答えは特に結構です。

○議長

事務局から、何かお答えないですか。

○事務局

ありがとうございます。非常に大変貴重なご意見かなと思ってございます。今、B委員のほうからございましたように、その後どうなるのかとか、今おっしゃられたように、まちそのものの考え方と、その後の考え方と、また今の人口減少の中にあって、今までの都計審、今までのやり方でいいのかとかいうようなことの見解もございました。その辺につきまして、また、うちのほうとしても、内部で、副知事さんの話も出ましたので、いろいろと相談させていただきながら、どのようなやり方がいいのかということで検討、勉強をさせていただければと思っております。

○議長

ありがとうございます。よろしく、いろいろな意味で、内部でいろいろな検討を重ねてもらいたいというふうに、案件だというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。

C委員、お願いします。

○C委員

済みません、全くよくわからないので教えていただきたいんですけども、その工業専用地域というふうには書かれていまして、イメージからすると、結構こういう工場だったり、いろいろな施設があるのかなというそういうイメージがあるんですが、この今回移る移転先の広さ、工業専用地域の主な広さと今回移転する施設のほかにどんな施設があるのか、もしご存じであれば教えてください。

○議長

それでは、事務局から、お答え願いますか。

○事務局

まず、今回の工業専用地域の申請地にも書かれています、その周辺ですが、申しわけありません、正確な数字は手元にはございませんが、およそ40から50ヘクタール程度になるかと考えております。

ほかの施設につきましては、一般的な製造工場関係ですとか、今思い出すものが、ハウスメーカーの部材の製造でありますとか、そういったごくごく一般的に言いますと、いわゆる工場と聞いて、まさにイメージするような大きな施設ですとか、あとは運送事業者の運送基地でありますとか、そういったものが既に立地しております。

○C委員

そうすると、今後もやはり同種の施設と申しますか、そういうものが集まってくる地域と考えられるものですか。

○事務局

そうですね。もともと工業専用地域ですので、住宅や物販店といったものは立地が禁止されておまして、市としましては、基本的には工場を誘致したいと考えている場所でございますので、今後、同種の施設が集まってくるだろうと考えております。

○C委員

ありがとうございます。

○議長

よろしいでしょうか。ほかにお気づきの点。

D委員, お願いします。

○D委員

ありがとうございます。航空写真を今拝見させていただいていたんですけれども、この工業団地の中のこの敷地は、今は緑地というか、使われていない土地なのかなというふうに拝見しました。

既存の樹木とか、そういうものが少しあるようなんですけれども、今回の計画地の中にあるこの緑地帯が、せっかく整備されるところはどのような状態になるのか、この開発自体がこちらに移ってくることはいいと思っているんですけれども、既存の樹木とかもあるようでしたら、そのあたりに配慮をどれぐらいされるのか、教えてください。

○事務局

こちらのほうは、計画につきましては、緑地につきましては芝張り程度ということで、既存の樹木のほうは既に撤去されてしまっていると思います。

○D委員

わかりました。特に、そういうものを保全するという基準はないようなんですけれども、ちょっともったいないかなと思いましたので、一応意見を言わせていただきました。

○議長

ありがとうございます。

E委員, お願いします。

○E委員

この案件自体は特に問題ないと思うんですが、せっかくその図面が出ているので、ちょっと一つだけ確認させていただきたいんですが、ああいうふうに動線を想定されるときに、国道294のほうから見て、この交差点で出入りされて大丈夫なのかという、あそこの赤いところがもっと、まだ少しはこれからふえる可能性があるんですが、その辺の検討は、手続の手順として、もう既にやっておられるのかどうかというところをちょっと確認させていただきたいと思います。

○事務局

もともとこちらのほうの道路が、十分に余裕が現状であるかどうかという検討はしております、それが先ほどの5,700台程度、交通量に対しての3%程度の量という形でございまして、現状、例えば結城二宮線から分離しました真っすぐ抜けていくほうの道路からそのまま国道294に交差しますところにつきましては、特段、渋滞が発生しているわけではございませんので、このあたりについても特別問題はないと考えております。

○E委員

道路を管理するほうから見ると、その信号間隔といいますか、そういうのがやはり大事になってきますので、今回あそこの場所でこの間隔であれば問題ないだろうと思いますけれども、そういう観点からも、今回、一度ご検討いただくような仕組みにしておいたほうがいいのではないかなというふうに思いましたので、これはコメントです。

○議長

貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにお気づきの点ございますでしょうか。

F委員，お願いします。

○F委員

済みません，個人的にちょっと気になったことなんです，こちらの案件は，いいのかなとは思って話を聞いていて，その施設内での使い方というところで，廃タイヤをストックしておくというお話が出たときに，それって野ざらし状態なのか，屋根つきのところなのかとか，やはりごみとか，そういうのが自然発火じゃないけれども，燃えるとかという話とかもたまに聞いたりするので，最近，温暖化とかで夏場とかの気温が大分上がったりするし，そういった保管の仕方とかというので，熱を持って燃えるということが，ちょっと自分的に気になったんですね。

そういった場合の消火とかという施設というか，そういう水利だったりとか，そういったものはこれから整備していくんだと思うんですけども，そういったところというのは，もう計画の中で大体押さえてあるのかなというのと，タイヤを積んでおく状況で，材木でも何でもそうなんですけれども，地震とかでそれが崩れて，作業していた方がけがをするとか，お亡くなりになるなんてことも聞きますので，そういったところでの管理というのは，今この段階でどこまで考えているのかなというのを個人的に気になりました。

○議 長

お答えできますか，この辺の。

○事務局

まず，タイヤの保管状況についてですが，基本的には，入ってきた分を端から処理していくということで，この長期間保管することは想定していないということでございます。

また，今回燃料としての再利用ということで，当然，万が一に火災が起きれば燃えてしまうということで，消防の指導によりまして，まず，初期消火のための消火器の設置，それから図面右側に，少し不自然にグリーンベルトが切れている部分がある，見えると思いますが，ここに防火水槽を設置することになっておりますので，消防関係につきましては相応の対応はされていると考えております。

あと，地震時等のそういった事故につきましては，事業者のほうに指導をしていきたいと考えております。

○議 長

貴重なご意見ありがとうございます。

ついこの間も，坂東市ですか，廃棄物のストックヤードから大変な火災が起こって，しばらくとまらなかったことを含めて，そういう場所はこれからも多いでしょうから，そういう対策も，きっとこの案件ではないと思うんですけども，そういうことも結構いろいろな意味で，今までと違った備えといいますか，考え方が必要な部分になってくるかと思っておりますので，今後とも，いろいろな意味でご注意をよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

もし，ご意見，これ以上ないようでしたら，都計諮問の第1号につきましては，支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

ありがとうございます。ご異議なしと認め、都計諮問第1号につきましては支障なしといたします。

○議 長

以上で、本日審議された案件についての審議は終了といたします。

都計諮問第1号につきましては支障なしとし、本日付をもちまして知事に答申いたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、本日の議事審議につきましては以上でございます。

令和元年度第1回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学識経験のある者	弁護士	望 月 直 美	出 席
	筑波大学教授	谷 口 守	出 席
	茨城大学大学院教授	山 田 稔	出 席
	一級建築士	中 崎 妙 子	出 席
	茨城県農業会議会長	葉 梨 衛	出 席
	茨城県商工会議所連合会副会長	中 川 喜久治	出 席
	茨城県バス協会会長	松 上 英一郎	出 席
	筑波大学准教授	藤 井 さやか	出 席
	NPO法人日本防災士会女性防災推進局委員	益 子 さや子	出 席
市町村長を代表する者	土浦市長	中 川 清	欠 席
	五霞町長	染 谷 森 雄	欠 席
県議会の議員	茨城県議会議員	西 條 昌 良	出 席
	茨城県議会議員	川 津 隆	欠 席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	欠 席
	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	欠 席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	欠 席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	安 藏 栄	出 席
	大洗町議会議長	今 村 和 章	出 席
関係行政機関の職員	関東農政局長	浅 川 京 子	代理 農村振興部 地方参事官 西村 裕二
	関東経済産業局総務企画部長	佐 竹 佳 典	代理 総務企画部 企画調整課 統括係長 高斉 正樹
	関東運輸局長	掛 江 浩一郎	代理 茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 山下 明
	関東地方整備局長	石 原 康 弘	代理 常陸河川国道事務所副所長 八木 昭稔
	茨城県教育委員会教育長	柴 原 宏 一	代理 文化課長 市川 志保
	茨城県警察本部長	種 部 滋 康	代理 交通規制課 管理官 根本 俊一

出席 18 名	} 24 名
欠席 6 名	

令和元年度第1回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
1	筑西市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について (建築基準法 第51条)	特定 行政庁 知事	筑西市下江連地内 廃棄物処理施設 廃プラスチック類の破砕 処理能力：96.0 t/日 ごみ処理施設(破砕・切断) 処理能力：379.8 t/日
	計 1 件		